平成２２年（フ）第３６３９号
横浜市南区南太田２丁目32番12号
破産者　有限会社飯田設計
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３１号
川崎市麻生区上麻生６丁目５番12号フローラ藤屋210
破産者　有限会社スチームボート
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
金沢市古府３丁目44番地、従前の住所金沢市古府３丁目60番地１Ｋ２ビル303号
破産者　ＭＡＸコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２９７号
長野県松本市出川町８番20号、申立時の住所長野県松本市平田東３丁目７番18号
破産者　岩渕　哲男
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５８号
岐阜市西荘３丁目５番15号
破産者　株式会社カーメイト高木商会
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９７号
岐阜県関市武芸川町平１番地の１
破産者　株式会社藤田機械
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５７号
静岡県磐田市岩井1907番地の248
破産者　有限会社アイ・ビー・フォックスビジネス
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
静岡県磐田市三ケ野674番地の８
破産者　有限会社アイ・ビー・フォックスグルメ
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
香川県高松市亀田町２番地４
破産者　有限会社読売新聞佐藤販売所
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２号
和歌山県新宮市新宮字谷王子456番地１
破産者　株式会社サポート
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第４１号
三重県鈴鹿市南玉垣町4545―18
破産者　仲　　是久
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第４２号
三重県鈴鹿市南玉垣町4545―18
破産者　仲　千代美
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１２２４号
北九州市八幡西区真名子２丁目15番40号
破産者　有限会社上昇建設
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３１２号
神奈川県横須賀市鷹取１丁目５番１号
破産者　株式会社フードコンシェル
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９４号
神奈川県横須賀市長井１丁目20番35号
破産者　下里　将人
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５７４号
名古屋市名東区名東本通２―36―１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区浄心本通３丁目30番地の１
破産者　有限会社セイカンパニー
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１５号
名古屋市緑区鳴海町字平部15番地
破産者　有限会社ハヤシ
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６５号
名古屋市南区鳥山町２丁目11番地
破産者　有限会社渡辺鈑金工業所
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５号
三重県三重郡川越町大字豊田1017番地１　セフィラテラモトＢ棟201号室
破産者　諸岡　敦子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
三重県津市東丸之内33番１号
破産者　株式会社トライアル
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２０５７号
大阪府池田市神田２丁目６番25号
破産者　ダイヤライトジャパン株式会社
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部